

四日市市上下水道局告示第19号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、令和2年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

令和2年4月6日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

賦課対象区域

平津町、山城町、大矢知町、大字茂福、蒔田一丁目、大谷台二丁目、垂坂町、東垂坂町、南垂坂町、大字羽津戊、中川原二丁目、中川原三丁目、芝田一丁目、大字松本、松本六丁目、日永西五丁目、川島町、川島新町、尾平町、桜町、桜台一丁目、西日野町、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾五丁目の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）